令和８年度 経営安定融資（経営一般）要領

（中東情勢関連）

【6 月 25 日改定版】

１　目的

中東情勢の変化によって事業活動に影響が生じている中小企業者等を「令和８年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）　第５ 経営の安定化資金　１ 経営安定融資　二 経営安定融資（経営一般）」の融資対象として知事指定し、資金的な支援を行うことにより、経営の安定を図ることを目的とする。

２　定義

要項総則の２及び次の表に定めるとおりとする。

用　語	定　　義
中東情勢の変化	令和８年２月以降に生じているイランを中心とする中東情勢の変化をいう。

３　融資対象

次の（１）から（３）までを全て満たし、かつ（４）又は（５）に該当するもの

（１）中小企業者又は組合であること。

（２）要項総則の３に定める融資対象の基本要件を満たすこと。

（３）中東情勢の変化によって事業活動に影響を受けていること。

（４）「最近３か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後３か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較※ して減少していること。

（５）次の①から③までのいずれかを満たすこと。

①「最近３か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後３か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較※ して、5%以上減少していること。
ただし、今後３か月間の売上見込を前年同期と比較する場合は、今後の売上減少が確実と認められる場合に例外的に認めることとする。

②「最近３か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。

③ 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る最近１か月間の売上原価のうち 20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近１か月間の仕入単価が 20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近３か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。

※ 売上実績と売上見込が混在する３か月間での売上比較も可能とする。

４　融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	２億 8,000 万円（組合４億 8,000 万円）
融資期間	10 年以内（据置期間２年以内を含む。）
融資利率 **（年率）**	固定金利 要項総則の４「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。

返済方法	分割返済（元金据置期間は２年以内）とする。ただし、融資期間が１年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、融資対象に応じて東京都が信用保証料を補助する。 【融資対象（４）に該当する場合】 信用保証料の２分の１を補助 【融資対象（５）に該当する場合】 信用保証料の３分の２を補助。なお、小規模企業者に対しては信用保証料の ４分の３を補助
保証人	要項総則の４に定めるとおりとする。
物的担保	要項総則の４に定めるとおりとする。

５　融資の申込み

（１）融資申込受付時期

令和８年５月 29 日から令和９年３月 31 日まで

（２）融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。なお、申込人と与信取引を有している金融機関による取扱いを原則とする。

（３）融資申込みに必要な書類

次の表（１）から（３）までの書類のとおりとする。

書　　類　　名	必要部数
（１）要項総則の５に定める書類	所定部数
（２）「経営一般（中東情勢関連）」該当届 （３）融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）	各１部

６　融資申込受付後の処理

要項総則の６に定めるとおりとする。

附　則

この要領は、令和８年５月 29 日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年６月 25 日から施行する。

「経営一般（中東情勢関連）」該当届【6 月 25 日改定版】

西暦　　年　　月　　日

（申込者）住　所
名　称
代表者

中東情勢の変化によって、以下の該当事由のとおり事業活動に影響が生じているので、経営安定融資「経営一般（中東情勢関連)」の融資対象に該当することを届け出ます。

≪該当事由≫

・１を記載したうえで、２～４の中で該当するもの（２については①又は②のいずれか）を一つ選択し、必要事項を記入してください。（□のいずれかにチェックして下さい。）

１ 中東情勢の変化によって事業に影響を受けている理由と、本融資による業況改善に向けた取組（必須記載事項）

２ 最近 3 か月間の売上高が前年同期と比較して、

［ □ ］ ① 減少している

［ □ ］ ② 5%以上減少している

最近 3 か月間の実績・見込	年　月	年　月	年　月	合計(A)	**減少率** ※②は 5%以上が要件 100−(A÷B)×100
	千円	千円	千円	千円	
前年同期の実績	年　月	年　月	年　月	合計(B)	%
	千円	千円	千円	千円	

※「最近 3 か月間の売上高」は「実績」（申込みの前々月を含む 3 か月間）の記入が原則。なお、売上実績と売上見込が混在する 3 か月間での売上比較も可。

※［ **②５%以上減少している**］を選択する場合、事業への影響の理由やその他資料から、今後の売上減少が確実である場合のみ、例外的に「今後 3 か月間（申込みの翌月を含めた 3 か月）の売上見込み」を記入することができる。

［ □ ］ ３ 最近 3 か月間の売上高営業利益率が前年同期と比較して、20%以上減少している

最近 3 か月間の実績	年　月	年　月	年　月	平均(A)	**減少率** (B-A)/B(絶対値) ×100
	%	%	%	%	
前年同期の実績	年　月	年　月	年　月	平均(B)	%
	%	%	%	%	

【注意事項】

1　本制度の対象は、中東情勢の変化に起因するものです。

2　この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。

3　この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。

4　この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

［ □ ］**4 製品等の売上原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないため、「売上高に占める原油等の仕入価格の割合」が、前年同期を上回っている**

（1） 原油等の平均仕入単価の上昇

最近１か月間の原油等の平均仕入単価 （　　年　　月）	前年同月の原油等の平均仕入単価 （　　年　　月）	上　昇　率 （２０%以上が要件）
(A)	(B)	(A÷B) × 100 － 100
千円	千円	%

（2） 原油等が売上原価に占める割合

最近１か月間の原油等の仕入価格 （　　年　　月）	最近１か月間の売上原価 （　　年　　月）	依　存　率 （２０%以上が要件）
(C)	(D)	(C÷D) × 100
千円	千円	%

（3） 製品等価格への転嫁の状況

最近３か月間の原油等の仕入価格 （　　年　　月～　　年　　月）	最近３か月間の売上高 （　　年　　月～　　年　　月）	割　合(G) (前年同期(J)以上が要件)
(E)	(F)	(E÷F) × 100
千円	千円	%
前年同期の原油等の仕入価格 （　　年　　月～　　年　　月）	前年同期の売上高 （　　年　　月～　　年　　月）	割　合(J)
(H)	(I)	(H÷I) × 100
千円	千円	%

【記載上の留意事項】

・２～４の中で該当するものとして☑をつけた番号に関して、下記の書類を添付すること

２… 売上実績が確認できる書類や売上見込の算出にあたり参照した書類（試算表、帳簿の写し等）

３… 売上高営業利益率が確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）

４… （１）原油等の平均仕入単価の上昇、（２）原油等が売上原価に占める割合、（３）製品等価格への転嫁の状況それぞれが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）

---------- 金融機関使用欄 ----------

申込者が本制度の要件を満たしていることを確認しております。

なお、（□ 融資対象（４） （該当事由２①）　□ 融資対象（５） （該当事由２②、３又は４））として、保証申込を行います。

（※ □のいずれかにチェックして下さい。）

西暦　　年　　月　　日

金融機関本・支店名

確認者名